

■老朽危険空家対策事業に関する修正案

◇基本的方向性

- ・解体補助事業の補助割合、補助上限額については、現行水準のまま変更しないこととしたい
- ・跡地活用事業の対象空家については、解体補助事業の危険度要件と同様としたい
- ・跡地活用事業の利用要件より、“当該空家が都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域にあること”を削除したい

◇解体補助事業修正案

案	危険度要件	収入要件	補助割合	補助上限額	特記事項	考え方		
【現行】	助言・指導の対象となる空家	なし	30%	300,000	空家判定票(旧)100点以上の空家が対象	-		
● の危険 変度 変更 要件	① 助言・指導の対象となる空家	なし	30%	300,000	空家判定票(新)により規定される特定空家全体が対象	旧判定票に比し、対象空家要件は厳格化。危険排除を目的とし、収入要件なし		
	② 勧告の対象となり得る空家	なし			空家判定票(新)「表-1-①」(倒壊)100点以上、または、「表-1-②」(落雪、建築材飛散)のうち飛散項目に該当する空家が対象	倒壊の危険性が高い空家、既に倒壊・半壊状となっている空家に特化。特に危険な空家排除を目的とし、収入要件なし		
● 設定 収入 要件	③ 助言・指導の対象となる空家	市民税所得割額を課されていない世帯			30%	300,000	■4人世帯(夫婦、子2人。妻子は扶養)の場合の大まかな年収 ・市民税非課税世帯=210万円未満 ・均等割のみ課税世帯=272万円未満	「市民税非課税世帯」「均等割のみ課税世帯」に特化
	④ or	世帯全員の合計所得金額400万円未満					大まかな世帯年収は約586万円以下	市の介護保険料算定に利用されている「現役並み所得」未満の方に制限
	⑤ 勧告の対象となり得る空家	世帯全員の合計所得金額460万円以下	大まかな世帯年収は約643万円以下	福祉医療費受給者証(マル福)を利用できる所得額以下の世帯に制限				
	⑥	主たる生計者の所得金額460万円以下	世帯年収は不明。主たる生計者の大まかな年収は約643万円以下	福祉医療費受給者証(マル福)を利用できる所得額以下の方に制限				

空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

平成二十六年十一月十八日

参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。